

掛川市規則第25号

掛川市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則をここに制定する。

令和5年9月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条及び第22の2第7項の規定に基づき、職員（法第4条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員（会計年度任用職員（法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。第3項において同じ。）を除く。次項において同じ。）が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間は、当該条件付採用の期間の開始後1年を超えないものとする。

2 条件付採用の期間中の職員について正式採用になるための勤務成績その他の能力の実証が十分でないと認められる場合においては、その条件付採用の期間を1年を超えない範囲内で延長することができる。

3 会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「当該条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と、前項中「条件付採用の期間を1年」を「当該職員の任期」とする。

(雑則)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。